

令和2年度前期分授業料免除提出書類確認表(一般学生用)

A 全員提出			
番号	提出書類	留意点	
1	授業料免除提出書類確認表【所定様式】	○本人欄に✓点を入れ、提出書類が揃っているか確認してください。	
2	授業料免除申請書【所定様式】	○記入漏れがないか確認してください。	
3	収入状況申立書【様式1】	○申請者本人の分、(B-8、9欄に該当する場合は、該当するものを一緒に提出してください。) アルバイト等をしていない場合でも、その理由及び今後の予定等を書いて提出してください。	
4	奨学金(貸与・給付)状況申告書【様式2】	○平成31年4月～令和3年3月までの受給状況(見込)を記入してください。 奨学金を受けていない場合でも、その理由を書いて提出してください。	
5	住民票(世帯分) 【注1】(本人含む同一生計者全員分)	○「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されている住民票を提出してください。 ○就学中の兄弟姉妹が大学等の所在地に転出している場合は、兄弟等の転出先の住民票についても提出してください。 ○住民票には記載されているが、実際は独立して生計を立てている家族がいる場合は本学所定様式の【様式7】を提出してください。	
6	平成30年分の収入金額・住民税等が記載されている課税(非課税)証明書(最新のもの)(同一生計者全員分)	○市区役所、町村役場が発行する、『収入金額・所得金額・住民税等の内容が全部表示されている証明書』を提出してください。(課税証明書) ○所得がない場合であっても、所得がないことを証明する書類が発行されますので必ず提出してください。(非課税証明書) ○本人分については提出が必要です。(本人以外の就学者については不要です。)	
7	返信用封筒(長形3号12×23.5cm)	○封筒は、結果通知を送信する際に使用します。 ○保証人(又は本人)の住所、氏名、学籍番号を記載し、94円切手を貼付したものを提出してください。	
B 本人または同一生計者について該当するものを提出			
番号	対象者	提出書類	留意点等
8	平成30年12月以前から引き続き現在の職に就いている者	○令和元年分の源泉徴収票(写)又は令和元年分の確定申告書(控)第一表～第五表(該当するもの)又は令和2年度市民税(県民税)申告書(写) 注(1)確定申告書(写)は税務署の受付印のあるもの又は右上に電子申告の日付が印字されたものとする。	○常勤・非常勤(パート、アルバイトを含む)を問わず、2箇所以上の給与収入者は全ての「源泉徴収票」を提出してください。 ○令和2年3月16日までに申告したものの写を提出してください。 ○配当・不動産所得・分離課税の対象になる収入(退職金・資産譲渡)の所得を含みます。
9	平成31年1月以降に新たに就職・転職・雇用形態が変更した者(パート・アルバイトを含む) 平成31年1月以降に開業した者	○現職の給与に関する書類。以下のいずれか1部 ・給与支払証明書【様式3】 ・事業所得収支内訳申告書【様式4】(自営業の方のみ) 以下については、該当者のみ提出 ○令和元年分の源泉徴収票(写)又は令和元年分の確定申告書(控)第一表～第五表(該当するもの)又は令和2年度市民税(県民税)申告書(写) 注(1)参照	○給与支払証明書については、勤務先の証明を受けてください。
10	年金・恩給受給者	○最新の年金額決定(改定)通知書(写)又は支払通知書の写	○遺族年金、障害者年金、その他年金等、複数受給している場合は、すべての通知書を提出してください。 ○恩給等の受給者についても、その金額のわかる通知書の写を提出してください。
11	生活保護受給世帯	○生活保護決定(改定)通知書(写)(扶助料額のわかるもの)	○受給額が記載されている証明書
12	児童扶養手当・児童手当等受給世帯(育成手当・遺児手当等を含む)	○児童扶養手当・児童手当等通知書(写)、児童手当の金額がわかる書類(又は手当月額のわかるもの)	○受給額が記載されている証明書 ○母子・父子世帯の方で、児童扶養手当を受給していない世帯の方は、その旨記載した申出書を提出してください。
13	雇用保険受給者(失業者)	○雇用保険受給資格者証(写)第1面～第4面(又は雇用保険金受給証明書)	○失業給付金等受給中の方や現在、失業給付金等を申請中の方は提出してください。 ○認定日額及び給付日数が明記されたものを提出してください。
14	臨時所得のある者(申請前6ヶ月以内)	○退職金源泉徴収票、退職証明書等 ○保険金支払証明書等 ○譲渡金額、収入日の明記された証明書等	○令和元年10月以降に退職金を受給した方は、退職金額と支払日が明記された書類を提出してください。 ○令和元年10月以降に保険金を受給した方は、保険金額と支払日が明記された書類を提出してください。 ○令和元年10月以降に土地等の資産を譲渡し、一時所得を得た方は、譲渡金額と収入日のわかる書類を提出してください。
15	学費負担者が死亡した場合(申請前6ヶ月以内) ※新入生については1年以内	○除籍謄本・死亡診断書等、死亡確認ができるもの ○退職金支給証明書等の写 ○保険金支払証明書等の写	
16	無職無収入の者(予備校生・各種学校生等を含む。)	○課税(非課税)証明書(平成30年分の所得に係るもの) ○無職無収入申出書【様式5】	○現在の状況、無職である理由等を具体的に記入して提出してください。
17	就学者(本人、小・中学生を除く。)がいる世帯	○在学証明書	○就学者が高校生以上の場合、令和2年4月以降、在学学校の証明を受けてください。
18	長期療養者がいる世帯(6ヶ月以上にわたり療養している者)	○医師の診断書等	○申請時に6ヶ月以上の長期療養(見込み)であることがわかる書類を提出してください。
19	障害者がいる世帯	○障害者手帳の写、障害者年金の支払通知書(写)	○障害者年金等の受給がない場合は、その旨手帳の写しに記載してください。
20	介護認定者(要介護3以上)がいる世帯	○介護認定通知書の写	
21	被爆者がいる世帯	○被爆者手帳の写	
22	学費負担者が風水害等の災害や盗難にあった場合(申請前6ヶ月以内) ※新入生については入学前1年以内	○被害状況届【様式6-1】、東日本大震災による被害状況届【様式6-2】 ○り災(被災)証明書・被災額証明書等、保険金支払証明書	
23	住民票には記載されているが、実際は独立して生計を立てている家族がいる世帯	○独立生計申立書【様式7】 ○健康保険証の写	○世帯主から証明を受け、提出してください。
24	修業年限超過者	○修業年限超過理由申立書【様式8】	○申請者本人が修業年限を超えている場合に提出してください。
25	特別な家族構成の世帯、特別な事情のある世帯	○特別な事情についての申出書	○世帯主から証明を受け、提出してください。
C 独立生計者の提出書類(A-1～4、Bについても提出が必要)			
番号	対象者	提出書類	留意点等
26	独立生計者【注2】	課税(非課税)証明書(最新のもの)	○本人含む同一生計者について提出してください。(本人以外の就学者は不要)
27		住民票	○本人含む同一生計者について提出してください。
28		健康保険証の写	○申請者本人の分について提出してください。
29		結果通知用の返信用封筒(長形3号12×23.5cm)	○結果通知先の住所、氏名、学籍番号を記載し、94円切手を貼付したものを提出してください。

【注1】「同一生計者」とは、住民票が同一世帯である場合だけでなく、単身赴任・就学・病気療養などにより、住民票では世帯が異なっても、日常生活を共にし、消費生活上(光熱費を含む)家計を一にしている人。

【参考】①就業している兄弟や祖父母が同居している場合・・・同一生計です。
②住所が同じで、世帯主が2人以上いる場合・・・消費生活上(食費、光熱費含む)の家計が一緒の場合は、同一生計です。

【注2】「独立生計者」とは、申請者本人が所得税を納付し、父母の扶養家族となっていない者をいいます。